第36回入善町農業委員会議事録

令和2年7月8日午後1時30分から第36回入善町農業委員会が入善まちなか交流施設うるおい館2階イベントホールで開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 17名

1番 五十里 章 2番 米澤一博 3番 中島茂樹 4番 髙澤清晶

5番 島瀬康一 6番 塚田周一 7番 城崎久満 8番 松原二美榮

9番 米山義隆 10番 鍋嶋太郎 11番 上島幸夫 12番 谷口和子

13番 米 田 喜代美 15番 愛 場 義 豊 16番 田 中 吉 春 17番 酒 井 良 博

18番 長原 均

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

 入善町農業委員会
 事務局長
 長
 島
 努

 入善町農業委員会
 主
 事
 道
 下
 予

入善町農業委員会 主 事 上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1 会期及び議事日程の件

日程第2 議事録署名委員決定の件

日程第3 議案第133号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第134号 農地法第5条の規定による意見進達について

日程第5 議案第135号 農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第136号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について

日程第7 議案第137号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件

議長(鍋嶋 太郎)

ご苦労様です。本日が、任期最後の総会であります。農業委員として3年間やってきましたが、最後の年になって、新型コロナウイルスをはじめ、各地での豪雨など、自然災害がかなり発生している状況です。農業については、災害の中どのように進んでいくのか不安が募るところでありますが、決して廃れてはならないものと考えており、何とか前進していきたいと思います。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第36回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

-- 議事録署名委員決定の件 --

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。5番島瀨委員と9番米山委員に決定 いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第133号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第133号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町目川〇〇 外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は5,974 ㎡です。

譲渡人は、黒部市六天○○の○○さん、譲受人は、入善町目川○○の○○さんです。申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で3分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年150日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、6,881 ㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、 原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には 当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、高澤委員にいただいております。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

事務局の説明のとおりであり、問題ないと思いましたので確認印を押しました。以上です。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第133号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第4、議案第134号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第134号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。今回は、5件の申請があります。

申請番号1番。申請地は入善町青木〇〇、外3筆の計4筆、台帳地目は田、現況地目は田で、面積は2,720㎡です。

譲渡人は、入善町入膳○○の○○、譲受人は、石川県白山市柏野町○○の○○さんです。転用目的は「農機具販売所兼農機具修理工場敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の○○さんは、現在、入善町上野にて農機具販売兼修理工場を営業していますが、敷地の一部が国道8号線の拡幅事業により買収され、残地では営業ができないため申請地に移転して、引き続き農機具販売兼修理工場を設ける計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請面積は2,720㎡と、店舗敷地面積、駐車場、通路、車両旋回スペース等として利用するための必要 最小限の面積を認められます。

また、雨水排水につきましては、敷地内に設ける油水分離槽に受けてから用排水路に流す予定です。 下水道につきましては、木ノ根国道線に埋設してあります本管に接続する予定です。また、上水につき ましては、井戸を新たに設ける予定です。

申請地につきましては、第1種農地でありますが、転用目的が「農機具販売所兼農機具修理工場敷地」

であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のhによる、「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画(土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているもの)に従って行われるもの」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和2年5月26日に除外済であり、隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして申請番号2番。申請地は入善町道古〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は863㎡です。

貸渡人は、入善町道古○○の○○さん、借受人は、入善町道古○○の○○さんです。 転用目的は「駐車場敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の○○さんは、個人事業主として○○という車の鈑金塗装事業を行っています。平成19年に設立し、以降既存地にて営業を行っていますが、事業拡大に伴い申請地に修理車両やお客様のための駐車場を設ける計画を立て今回の転用申請となりました。

申請面積は863㎡と、修理車両やお客様のための駐車場、資材置場、転回スペースとして利用するための必要最小限の面積と認められます。雨水排水については、隣接している既存の用悪水路へ流す予定です。

申請地につきましては、第1種農地でありますが、転用目的が「駐車場敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない(集落接続)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和2年5月26日に除外済であり、隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして申請番号3番。申請地は入善町福島〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は500㎡です。

貸渡人は、入善町福島○○の○○さん、借受人は、入善町上飯野○○の○○さんです。 転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の○○さんは、現在、妻と子供2人の4人で町内のアパートで生活していますが、子供の成長に伴い、生活スペース等が手狭になってきたこと、また夫婦共働きであるため、妻の両親に子供の面倒を見てもらいたいことから、妻の実家に隣接した申請地に自己の住宅を新築する計画を立て、今回の転用申請となりました。

申請面積は500㎡と、一般住宅の基準を満たし、住宅、物置スペース、庭等として利用するための必要最小限の面積です。

排水等につきましては、下水道は町道中川原線に埋設してあります本管に接続する予定となっております。雨水につきましては、隣接する用悪水路に排水し、上水につきましては隣接する実家の井戸を利用する予定です。

申請地につきましては、第1種農地でありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第 2010(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない(集落接続)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和2年2月17日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして申請番号4番。申請地は入善町荒又〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は201㎡です。

譲渡人は、富山市新庄町○○の○○さん、譲受人は、入善町荒又○○の○○さんです。 転用目的は「一般住宅兼貸自動車保管敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の○○さんは、この度、申請地の隣接地と住宅を購入し、転居されました。しかし、その住宅 敷地の接道部分に車庫が存在していることにより、自動車が旋回することができず、出入りも困難であ るため、旋回スペースと駐車スペース1台分を確保すること、また、申請者の実家が、中古自動車の販売業を行っており、その販売スペースの一部が国道8号線拡幅工事によって買収されたため、その代替の車両保管場所として利用したいことから今回の転用申請となりました。

申請面積は201m²と、車の旋回スペース、自家用車1台分の駐車スペース、貸車両保管場所4台分として利用するための必要最小限の面積です。

雨水排水につきましては、隣接する用悪水路に排水する予定です。

申請地につきましては、第1種農地でありますが、転用目的が「一般住宅兼貸車両保管敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)による、「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、昭和50年11月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして申請番号5番。申請地は入善町舟見〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目ともに畑で、面積は223㎡です。

貸渡人は、入善町舟見○○の被相続人○○さんの相続代表者○○さん、借受人は、入善町舟見○○の ○○さんです。

転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「使用貸借権の設定」です。

借受人の○○さんは、現在、実家にて父母と妻、子供3人の計7人で生活していますが、子供の成長に伴い、生活スペースが手狭になってきたことから、実家の隣接地に自己の住宅を建築する計画をたて、今回の転用申請となりました。

申請面積は223㎡であり、住宅、駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積です。

排水等につきましては、下水道は町道愛場神社線に埋設してあります本管に接続する予定となっております。雨水につきましては、隣接する用悪水路に排水し、上水につきましては実家の既存の井戸を利用する予定です。

申請地につきましては、第1種農地でありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができると認められない(集落接続)」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、令和2年5月26日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

高澤委員

申請番号1番ですが、事務局の説明のとおりであり、問題はありません。

島瀨委員

申請番号2番ですが、6月19日に譲渡人の方が書類を持っていらっしゃいました。譲渡人と譲受人は 親子の関係です。特に問題ないと思いましたので、確認印を押しました。

城﨑委員

申請番号3番ですが、実家の近くに建てるとのことで、問題ないと思いましたので、確認印を押しました。

鍋嶋会長

申請番号4番ですが、譲受人のご実家の自動車販売店の敷地が減ってしまうという事情もあり、許可しても問題ないものと考えます。

愛場委員

申請番号5番ですが、事務局の説明のとおりであり、問題はありません。

議長(鍋嶋 太郎)

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第134号、農地法第5条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、 ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第5、議案第135号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から 説明をお願いいたします。

事務局

議案第135号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年7月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、5件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請がありますので、議案第136号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和2年7月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとすることとなっております。地区ごとに報告いたします。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。 上原地区はありません。 青木地区はありません。 飯野地区はありません。 小摺戸地区 4件、4筆、2,015㎡ 新屋地区はありません。 椚山地区はありません。 横山地区はありません。 舟見地区はありません。 野中地区はありません。 以上、新規の合計は、4件、4筆、2,015㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。 上原地区はありません。 青木地区はありません。 飯野地区はありません。 小摺戸地区 1件、3筆、6,705㎡ 新屋地区はありません。 椚山地区はありません。 横山地区はありません。 舟見地区はありません。 野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、1件、3筆、6,705㎡です。 新規、再設定合わせて、5件、7筆、8,720㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用 地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合してい ると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしくお願いします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第135号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第136号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第7、議案第137号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件を議題といたしま す。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

受付番号1番。除外願出者は入善町福島〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、小摺戸地区福島〇〇の 計1筆、地目は田、面積は127㎡で、除外後の用途は駐車場敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、申請人の家族の自動車を駐車するスペースがないため、 車庫が必要となったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請人宅では、昭和59年当時、農地法について熟知せず、自己所有地の田に盛り土をして車庫を建築しました。今年の4月に自宅の建て替え工事を行う際、車庫を建てた敷地が農地法の手続きをとっていないことが判明したため、今回始末書をつけての申請となりました。隣接地の福島〇〇も車庫の敷地の一部ですが、そちらは除外済となっています。

申請面積は127㎡であり、車庫等として利用するための必要最小限の面積であります。駐車場敷地であるため、効率的に利用するには既存地に隣接している必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地と一体的に利用し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が図られていないため、利用集積について支障を及ぼすおそれがないと認められます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしており、農 用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を 満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんぱい排水事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

続きまして、受付番号2番。除外願出者は入善町上飯野〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町椚山〇〇の〇〇さんです。除外対象地は、飯野地区上飯野〇〇の計1筆、地目は田、面積は75㎡で、除外後の用途は一般住宅敷地です。

農用地区域からの除外理由についてですが、申請人が現在夫婦で生活しているアパートは手狭になり、また将来の子育てのため、自己の住宅が必要になったものであり、農業振興地域を取り巻く情勢の推移により農用地利用計画の変更が必要になったものであるため、農振法律第13条第1項に該当すると考えます。

なお、この「農業振興地域の整備に関する法律」は、以下、「農振法」と略します。

次に、除外要件の確認ですが、農振法に規定する除外の要件は、5つあります。

まず、農振法第13条第2項第1号の要件について説明します。

申請人はアパートにて夫婦2人で生活していますが、生活スペースが手狭になってきたこと、また将来の子育てのため、自己の住宅を建築する計画です。

申請面積は75㎡であり、既存の宅地に隣接し、住宅、駐車場、庭等として利用するための必要最小限の面積であります。夫婦共働きであるため、子供の面倒を見てもらいたいことや両親の老後の世話を行いたいことから、申請人の実家近くに建設する必要があり、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められます。

以上のことから、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、 農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められるため、第1号の要件を満 たすと考えます。

次に、農振法第13条第2項第2号の要件についてですが、申請地は既存の宅地と一体的に利用し、集団的農用地の規模を分断しないこと、周囲の農地について、取水・排水はこれまでどおり確保され、引き続き農業用機械による耕作が可能であることから、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはないと認められるため、要件を満たすと考えます。

続いて、農振法第13条第2項第3号の要件については、申請地は、担い手(所有等農地面積約96~クタール)が賃貸し農業経営を行っている農地ですが、今回除外する面積は75㎡であり、除外後においても所有等農地は合わせて96~クタールを維持する(農業経営面積0.01%減)ことができます。

また、当該担い手は、地元集落を中心に農地を集積し、水稲を中心に規模拡大を続けており、現在も、新たに農地を提供したいという申し出があることから、農業経営改善計画等に照らし安定的な農業経営に支障が生じることがなく、一団の農用地の集団化も損ねないものと認められ、要件を満たすと考えます。

農振法第13条第2項第4号の要件については、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は既存の用悪水路へ流すこととしていることから、農用地区域内の水路等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、要件を満たすと考えます。

最後に、農振法第13条第2項第5号の要件についてですが、申請地は、県営かんがい排水事業等の実施済地ですが、平成14年度に工事完了公告を行っており、工事完了から8年を経過していることから要件を満たすと考えます。

以上のことから、農振法第13条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たしており、問題ないと考えます。

次に、編入の申請です。

除外は、田などの農地を農用地区域から外し、宅地などに利用できるようにすることですが、編入は その逆で、宅地等を農用地区域に含め、農業上の用途に利用する申請です。 今回は、1件の申請があります。

受付番号1番。編入願出者は入善町青島〇〇の〇〇さん外8名、編入対象地は、入善地区青島〇〇外10筆、地目はともに田、合計面積は18,612.91㎡、編入後の用途は田、編入理由は、農地整備事業における受益地とするものであり、周辺の農地と一体的に農業の振興を図るためです。

上田地区では、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、令和4年に農地整備事業により水路改修及び一部区画整理を行う予定でありますが、農用地区域外農地は、整備事業の対象とならないため、今回の編入申請となりました。現在と引き続き、農地として利用することで、10ha以上の規模の集団的な農用地の一部となることから、農振法第10条第3項第1号に該当するため、農用地区域に編入します。以上、農振除外2件、編入1件の申請です。よろしくお願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長(鍋嶋 太郎)

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。 よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第137号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長(鍋嶋 太郎)

以上で本日の議題は全て終了いたしましたが、その他、何かご意見等はございませんか。それでは、 事務局から何かありますか。

事務局

お手元にいくつか資料をお配りしましたが、来月の19日に、とやま自遊館で新任の農業委員を対象とした研修会が開催されます。当日ご都合の悪い方は、事務局までお知らせください。また、農業委員会積立金について、別紙のとおりご報告いたします。最後に、総会の開催案内に同封させていただいた「富山県農業施策に関する政策提案」について、皆さんから追加要望がなければ、県農業会議に提出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

愛場委員

1番の優良農地確保対策についてですが、農地とは所有者や担い手といった個人の持ちものではなく、 町全体のものであります。さらには、町全体の防災にも寄与していることから、防災の観点においても 優良農地の確保が重要である旨を追加していただくと良いのではないかと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。承知いたしました。

米山委員

8番の農作物の販売促進に関する項目で、富山米「富富富」について触れていますが、生産者としては、今後この品種の品質向上を目指していくべきだと感じておりますので、要望内容に反映していただきたく思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。承知いたしました。 他にご意見はございませんか。

(全員「意見なし」の発言あり)

事務局

それでは、いただいたご意見を要望内容に反映させたうえで報告いたします。事務局からは以上です。

議長(鍋嶋 太郎)

その他、何かご意見等はございませんか。

議長(鍋嶋 太郎)

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第36回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、8月3日月曜日、午後3時から行いますのでよろしくお願いいたします。

(閉会 午後2時45分)